

至急・重要

事務連絡  
令和2年2月28日

都道府県薬剤師会担当事務局 御中

日本薬剤師会  
業務部 医薬・保険課

新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた  
診療や処方箋の取扱いについて（情報提供）

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日付け・新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において「風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する」と記載されたところです。

これにつきましては、厚生労働省の担当部局より別途連絡が参る予定です。現在は最終調整段階と聞いておりますので、正式な文書の発出まで今しばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

なお、本件は厚生労働省より連絡があり次第、貴会宛お知らせいたしますことを申し添えます。